

**令和7年度（2025年度）**

**東京エコビルダーズアワード**

**募 集 要 項**

**令和7年4月30日**

**東京都環境局**

## <目次>

- 1 目的・趣旨
- 2 賞の種類
- 3 審査方法、評価方法等
- 4 応募資格
- 5 応募方法・応募受付期間
- 6 スケジュール（参考）
- 7 表彰式・受賞イベント
- 8 その他
- 9 問合せ先

## 1 目的・趣旨

---

気候危機が一層深刻化する中、世界は、2050年CO<sub>2</sub>排出実質ゼロという共通のゴールに向けて、急速に歩みを進めています。

こうした中、都は、2050年「ゼロエミッション東京」の実現に向け、2030年までの行動が極めて重要との認識の下、温室効果ガス排出量を50%削減する「カーボンハーフ」を表明しました。

エネルギーの大消費地・東京の責務として、経済、健康、レジリエンスの確保を見据え、脱炭素社会の基盤を確立することが急務であり、中でも都内CO<sub>2</sub>排出量のうち、7割を占める建物への対策強化が重要です。

こうした背景のもと、令和7年4月から、大手ハウスメーカー等を対象に、中小規模特定新築建築物（延べ面積が2,000㎡未満の規格建築物）に太陽光発電設備の設置や、断熱・省エネルギー性能の確保等を求める「建築物環境報告書制度」（以下「報告書制度」という。）を開始しました。

本事業は、報告書制度への参加へ向けた事業者の取組を後押しするため、環境性能の高い建築物の普及に関する意欲的な取組を表彰し、優良事例等の共有、都民への情報発信等を通じて、建築物脱炭素化に向けた意識醸成を図ることを目的とします。

## 2 賞の種類

種別	部門	評価の概要	表彰対象企業
ハイスタンダード賞	①断熱・省エネ性能 ②再エネ設備設置量	報告書制度で定める基準を達成していること	基準を満たす全事業者
ハイスタンダード+ (プラス) 賞	①断熱・省エネ性能 ②再エネ設備設置量	報告書制度で定める誘導基準を達成していること	基準を満たす全事業者
リーディングカンパニー賞	①総合 ②分譲・賃貸 ③地域ビルダー	報告書制度で定める基準を達成し、建物の脱炭素化に向けた効果的な取組を実施していること	各部門上位3社程度 (①・②は建物供給規模別に2区分※)

※令和6年度に、都内において、建設等した中小規模特定建築物（1棟当たりの延べ面積が2,000㎡未満の規格建築物（報告書制度の対象外である種類の建築物を除く。))の延べ面積の合計が20,000㎡以上と20,000㎡未満の2区分（建築確認済証が交付されたもの）

複数の表彰種別・表彰部門への応募が可能です。審査の結果、賞の種類によっては該当者なしとする場合があります。

## 3 審査方法、審査基準等

### (1) 審査方法

- ・学識経験者等で構成される審査委員会において応募書類に基づく審査を行います。
- ・審査は非公開とし、審査の内容・結果に関する個別の問合せには応じません。
- ・建物の現地訪問・現地調査は実施しません。

《東京エコビルダーズアワード審査委員会》

委員長：伊香賀 俊治 慶應義塾大学名誉教授・一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター 理事長  
 委員：池本 洋一 株式会社リクルート SUUMO 編集長・SUUMO リサーチセンター長  
 委員：寺尾 信子 株式会社寺尾三上建築事務所 代表取締役

## (2) 対象建築物

都内において、令和6年10月1日(火)から令和7年3月31日(月)までの間に建築確認済証が交付された中小規模特定建築物全てが対象です。詳細は参考資料1「東京都建築物環境報告書制度に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」第2章、第1、1、制度の対象建築物をご参照ください。

## (3) 審査基準等

ハイスタンダード賞及びハイスタンダード<sup>+</sup>(プラス)賞の審査基準については、報告書制度で定める基準とします。リーディングカンパニー賞は、ハイスタンダード賞の基準に加え、事業者の建築物の脱炭素化に向けた取組を評価します。

報告書制度で定める基準及び建築物の脱炭素化に向けた取組の詳細については「ガイドライン第2章 東京都建築物環境報告書制度に関する各項目の説明」をご参照ください。

### ①ハイスタンダード賞

部門	ガイドライン参照箇所	ページ
断熱・省エネ性能	第3 1 省エネルギー性能基準	15～18
再エネ設備設置量	第4 1 再生可能エネルギー利用設備設置基準	24～33

### ②ハイスタンダード<sup>+</sup>(プラス)賞

部門	ガイドライン参照箇所	ページ
断熱・省エネ性能	第3 2 誘導すべき省エネルギー性能基準	18～21
再エネ設備設置量	第4 2 誘導すべき再生可能エネルギー利用設備設置基準	34～35

### ③リーディングカンパニー賞

部門	ガイドライン参照箇所	ページ
総合	第6 建築物等に係る環境配慮の措置	56～57
分譲・賃貸		
地域ビルダー		

※分譲・賃貸部門への応募には、対象建築物に分譲戸建住宅・賃貸共同住宅・分譲共同住宅のいずれかの住宅区分が含まれていることが必要です。

#### (4) その他

審査にあたっては、応募書類の内容を確認するため、以下の書類等により書面調査を実施する予定です。

	書類の例	確認事項
事業者(と)	<ul style="list-style-type: none"> <li>【住宅トップランナー制度の対象である場合のみ】</li> <li>・住宅トップランナー制度の報告様式1 (写し)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅トップランナー制度の対象・区分</li> </ul>
建築物(と)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認済証 (※法令の規定により交付がない場合、右記が確認できる書類)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令の規定により確認済証の交付があったとみなされる場合は、所在地、用途、種別(新築等)、延べ面積が確認できる書類</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ計算書 又は 仕様基準への適合を示す書類</li> <li>例①：住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラムの計算結果 (PDF)</li> <li>例②：BELS 評価書や CASBEE 計算結果等、国が認定する第三者評価結果</li> <li>例③：東京ゼロエミ住宅設計確認書 一式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー性能基準 (UA 値 /BPI、BEI 等)</li> <li>・再生可能エネルギー利用設備設置基準 (種類、設置容量)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築確認申請に関する図書一式 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー利用設備設置基準 (種類、設置容量)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>【再生可能エネルギー利用設備設置基準の算定除外の対象とする建築物のみ】</li> <li>・算定除外可能建築物への該当が確認できる図面等 (屋根伏せ図 等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー利用設備設置基準の算定除外要件 (屋根の形状・方位角・傾斜角・水平投影面積)</li> </ul>

※書面調査の具体的な実施方法や調査対象とする建物については、応募いただいた後にお知らせいたします。

訪問による書面調査を実施する場合は順次日程調整させていただきます。

(日程調整や書面調査は、都が指定する業務委託先が行います。)

## 4 応募資格

---

都内において、令和6年10月1日(火)から令和7年3月31日(月)までの間に、建築確認済証が交付されている中小規模新築建築物の供給実績がある事業者（個人事業主含む）であること。※契約前・竣工前の建物も対象となります。

その他、以下の要件を満たしていること

- ・ 公共の安全及び秩序を脅かすおそれのある行為を行っておらず、将来においても行わないこと。
- ・ 公的機関（政府及び地方公共団体並びにそれらの関係機関）との契約における違反がないこと。
- ・ 政治、選挙運動又は宗教活動を目的とする法人でないこと
- ・ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、かつ、法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（同条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条例第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと。
- ・ 評価の対象となる令和6年10月1日から令和7年3月31日までの期間に法令等に違反していないこと、また、法令等に違反するおそれがないこと。

## 5 応募方法・応募受付期間

---

(1) に定める応募様式を(2) に定める提出方法に従い、(3) に定める応募受付期間内にご提出ください。複数の表彰種別・表彰部門に応募可能です。

### (1) 応募様式及びデータ形式

- ・ 様式01：応募予定書（エクセル形式）
- ・ 様式02：応募申請書兼基準適合状況等確認ファイル（エクセル形式）
- ・ 様式03：リーディングカンパニー賞応募書（ワード形式）
- ・ 様式03の根拠資料（PDF形式）

※表彰種別・表彰部門により提出書類が異なります。詳細は参考資料2「東京エコビルダーズアワード応募書類作成等の手引き」をご参照ください。

### (2) 提出方法

#### ①様式01 応募予定書

- ・ 下記メールアドレス宛てメールの件名に「東京エコビルダーズアワード\_\_事業者名」を記載し送付してください。

送付先メールアドレス：S0213304@section.metro.tokyo.jp  
 (東京都環境局気候変動対策部環境都市づくり課宛て)

②様式 02～03・様式 03 の根拠資料

- ・ファイル名は「様式●●\_\_事業者名」としてください  
 例) 様式 03\_\_事業者名.docx  
 様式 03 の根拠資料\_\_事業者名.pdf
- ・メールの件名に「東京エコビルダーズアワード\_\_事業者名」を記載して送付してください。

※②の提出先メールアドレスは、6月末頃に、環境局ホームページ  
 ([https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/green\\_housing/award/](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/green_housing/award/))にて公表予定  
 です。

(3) 受付期間

- ①様式 01 (応募予定書) : 令和 7 年 6 月 2 日 (月) まで
- ②様式 02～03、様式 03 の根拠資料 : 令和 7 年 7 月 1 日 (火) ～ 7 月 31 日 (木) (必着)

6 スケジュール (参考)

- ① 応募予定書提出期限 (6月2日(月))
- ② 応募締切 (7月31日(木))
- ③ 書面調査 (7月～10月)
- ④ 審査委員会 (10月頃)
- ⑤ 受賞予定者へ通知 (10～11月頃)
- ⑥ 表彰式 (11月頃)
- ⑦ 受賞イベント (12月頃)

令和 6 年度	令和 7 年度									
10～3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	
評価対象期間				書面調査				受賞	予定者へ	
		○	○	審査期間				通知		
		○	○	○				表彰式		受賞
					○					イベント

## 7 表彰式・受賞イベント

---

### (1) 表彰式

- ・リーディングカンパニー賞受賞企業に、知事から賞状・記念品を贈呈する予定です。
- ・当日の様子についてはアーカイブ配信する予定です。
- ・表彰企業については、後日東京都 HP にて公表します。

### (2) 受賞イベント

- ・リーディングカンパニー賞受賞企業の取組を PR する機会などのイベントを実施する予定です。

※表彰式等の詳細は決定次第事前にお知らせします。

## 8 その他

---

### (1) 応募の無効及び受賞の取消しについて

- ・応募資料に虚偽の記載がある場合や応募要件を満たしていることを確認できない場合は、応募が無効となります。
- ・受賞後に応募が無効となった場合、その他都が本事業の受賞者として不適切と判断した場合は、受賞を取り消します。
- ・受賞を取り消された事業者については、その後の応募をお受けしないことがあります。

### (2) 提出書類の情報に関する取扱い

本事業を円滑に運営するため、提出書類にご記入いただいた情報を、必要に応じて審査委員、都が指定した業務委託先に提供することがありますので、予めご了承ください。提出書類に記載いただいた情報は、本事業の実施運営以外の目的で第三者へ提供することはありません。

### (3) 個人情報（応募申請書に係る申請者情報）の取扱いについて

#### ア 利用目的

本事業の事務連絡や審査、運営管理のために使用します。

#### イ 第三者への提供

##### (ア) 目的

本事業の審査にかかる情報提供（審査委員及び都が指定する業務委託先に限る）

##### (イ) 項目

担当者氏名、連絡先

(ウ) 手段

電子データ、プリントアウトした用紙

## 9 問合せ先

---

### 【事務局】

東京都 環境局 気候変動対策部 環境都市づくり課 事業支援担当

TEL : 03-5388-3515

MAIL : S0213304@section.metro.tokyo.jp

※本事業の審査運営については、今後委託する予定です。

委託者決定後は、問合せ先を受託者宛てに変更する場合があります。